

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()		
当期留保金個別帰属額の計算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円	所 得 結 算 基 準 額 を 連 結 留 保 控 除 額 と す る 場 合	個 別 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の①」)	25	円				
	連結法人間配当等の当期支払額	2			非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	26					
	連結法人間配当等の当期受取額	3			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17の計」のうち帰せられる金額)	27					
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5))	4			受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「9」)	28					
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	29					
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額	6			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	30					
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額	7			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31					
	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額	8			連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」+(別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」))	32					
	個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	9			被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	33					
	個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	10			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十(三)「40」のうち帰せられる金額)	34					
	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十七)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)「9」)	11			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「20」のうち帰せられる金額)	35					
	連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(四)付表一「7」-(別表六の二(四)付表二「4」+「16」)-別表六の二(五)付表「8」-別表六の二(六)付表「11」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十四)「18」-(別表六の二(十五)「29」+「30」+「31」)-別表六の二(十六)「10」-別表六の二(十七)「19」-別表六の二(十八)「5」-別表六の二(十九)「15」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)「9」)	12			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「21」又は「23」のうち帰せられる金額)	36					
	住 民 税 額 ((8)又は(11)又は(12)のいずれが多い金額)×(20.7%又は16.3%)	13			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	37					
	当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14			国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十(二)「7」のうち帰せられる金額)	38					
積立金基準額を連結留保控除額とする場合	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	15		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十(二)「9」のうち帰せられる金額)	39						
	同 上 の 25 % 相 当 額	16		収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+「37」+「40」のうち帰せられる金額 又は別表十の二(二)「43」)	40						
	期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表一「25の①」)-(4)	17		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(六)「22」のうち帰せられる金額)	41						
	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18		連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表一「8の計」)	42						
	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	19		個 別 課 税 対 象 金 額 等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二)「22」)	43						
	期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (17)+(18)-(19)	20		連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (25)-(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)+(37)+(38)-(39)+(40)+(41)+(42)-(43)	44						
	個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (16)-(20)	21		留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(44)の合計額)	45						
	留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(21)の合計額)	22		課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額 (別表三の二「35」)	46						
	課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	23		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「36」)	47						
	個 別 積 立 金 基 準 額 (23)× $\frac{(21)}{(22)}$ 又は (23) のいずれが多い金額	24		個 別 所 得 基 準 額 (47)× $\frac{(44)}{(45)}$ 又は (46) のいずれが多い金額	48						
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算				基 準 個 別 留 保 金 額 (14)-(24)、(48)又は0)	49						
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((49)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)							50	円	(50) の 10 % 相 当 額	53	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((49)-(50)) 又は (1億円× $\frac{1}{12}$ -(50)) のいずれか少ない金額)							51		(51) の 15 % 相 当 額	54	
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (49)-(50)-(51)							52		(52) の 20 % 相 当 額	55	
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算											
連 結 個 別 留 保 税 額 (53)+(54)+(55)							56	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「46」)	58	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(56)の合計額)							57		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (58)× $\frac{(56)}{(57)}$	59	